

『正法眼蔵嗣書』草案本 解説と翻刻文 (令和四年度複製プロジェクト分)

香積寺切 付、懶禪舜融添書

複製 (二十六切中七切目)

原本 香積寺蔵 (広島県三原市)

伝来 『香積寺副本』分施設録七番目に「京三条児玉昌慶二譲り 五クダリ 寛文九酉七月」と記載。寛文九年(一六六九)七月に、京都三条の児玉昌慶に譲られたものであることがわかる。その後昌慶の弟浄有が所有し、安芸(広島県)に移り、その子孫の名井相範という者が所持した。のちに三原の酒屋川口源右衛門が入手し、天保五年(一八三四)二月に菩提寺である香積寺に寄進。『副本』も同時に香積寺に納められた(『副本』拝覧跋記および箱書)。

添書 香積寺切の下部には宇治興聖寺六世懶禪舜融(一六一三〜七二)の添書が付されている。本添書に懶禪は「前興聖」と署名していることから、懶禪が興聖寺を退いた明暦二年(一六五六)から亡くなる寛文十二年(一六七二)の間の筆跡であり、児玉昌慶に分施された間もない時期から、この添書もあったことが推定される。添書は以下のような大意を持つ。「道元禪師の遺墨を分けて多くの人々に施す。(切に記された)わずかな言葉の上に、道元禪師のすぐれた徳を見取つてもらいたい。」

要旨 道元禪師が、中国で禅を学んでいる時、宗月という首座(修行僧の筆頭)に質問している部分。道元禪師は「今(中国の禅宗には)五つの宗派があり、その祖師たちの名を書き連ねると多少の違いがある。(禅宗が達磨大師により)インドから嫡々と伝えられてきたのであれば、どうして違いがあるのだろうか」と。

原文(香積寺切)

摩訶迦葉・阿難陀等盤、餘門能ことく
 尔徒ら奈礼里。とき尔道元、宗月首座
 尔とふ、和尚いま五宗宗派を徒ら奴類尔、
 いさゝか能同異あり、所のこゝろい可ん。西天
 よ里嫡嫡相嗣せら盤、アル同異あらんや。」

現代仮名遣い(香積寺切)

摩訶迦葉・阿難陀等は、余門の如く
 に連なれり。時に道元、宗月首座
 に問う、「和尚今五宗宗派連ぬるに、
 いささかの同異あり、その心如何。西天
 より嫡々相嗣せらば、豈に同異あらんや。」

修訂本変更箇所 ※変体仮名は除く

摩訶迦葉・阿難陀等盤、餘門能こと
 尔徒ら奈礼里。とき尔道元、宗月首座尔
 とふ、和尚いま五家宗派を徒ら奴類尔、いさゝ
 可同異あり、所能こゝろい可む。西天よ里嫡々
 相嗣せら盤、なむぞ同異あらんや。

- ①三行目 五宗宗派 ↓ 五家宗派
- ②三〜四行目 いさゝか能 ↓ いさゝ可
- ③四行目 い可ん ↓ い可む
- ④四行目 嫡嫡 ↓ 嫡々
- ⑤五行目 アル ↓ なむぞ

懶禪舜融添書

(読み下し)

道元遺墨
 分施諸人
 片言隻字
 要見芳塵
 前住興聖薬書

道元の遺墨
 分ちちて諸人に施す
 片言隻字に
 芳塵を見んことを要す

神應寺切 複製（二十六切中九切目）

原本 神應寺藏（京都府八幡市）

伝来 『香積寺副本』分施記録九番目に「八幡神應寺」と記載。分施当初から神應寺に譲られたものであることがわかる。軸裏には、慶安四年（一六五二）、神應寺六世伝環の代に、加賀屋次郎兵衛が安叟自隠上人の菩提のために神應寺に寄進し、表具は淀屋祖桂大姉の寄進であることが記され、分施の経緯を裏付けている。また、同じく軸裏には、「破損に付き修補を加う。乙巳（天明五年・一七八五）秋、日山叟」と記され、神應寺三十世日山海東が補修していることがわかる。『副本』には九行の断簡であることを示す「九ク」（九クダリの意）と記されているが、前二行が失われ七行が残存している。軸装補修の際などの時に二行分を割裁して分施されたのであろうか。

要旨 香積寺切の次の八切目（『副本』で八行分）は散逸して、その次の切に当たる。八切目には、香積寺切での道元禅師の質問に対し、宗月首座の返答が記され、本切には、これに対する道元禅師の所感が述べられている。文脈としては途中からで、「いま江浙に大利の主とあるは、おほく」に本切が続く。「（今江蘇・浙江の大寺院の住職の多くは）臨済・雲門・洞山といった祖師たちの法を嗣いだ者である。しかしながら臨済の遠い法孫と自称する輩には、頂相（祖師の肖像画）・法語（祖師の教えを記した墨蹟）を（自分の師匠筋ではない高僧から）手に入れて、嗣法の標準として備え持っている。中には犬のような連中がいて、高僧のそばに仕え、頂相・法語を請願して隠し持っている者が多くいる」と述べている。当時の中国禅宗界の現状を批判している、『嗣書』の中でも中核をなす一節のひとつである。

原文（神應寺切）

臨済・雲門・洞山等能嗣法奈里。志可あ類尔、臨済能遠孫と自稱す類や可ら、まゝ尔くわ堂徒類不是あり。い者く、頂相壹副、法語壹軸を請志轉、嗣法能標準尔所奈ふ。志可あ類尔、一類能い奴あり、尊宿能本と利尔志轉、法語・頂相等を懇請志て、可くし堂くわふ類己とあま多あ類耳、

現代仮名遣い（神應寺切）

臨済・雲門・洞山等の嗣法なり。しかあるに、臨済の遠孫と自称する輩、ままたに企だつる不是あり。曰く、頂相壹幅、法語壹軸を請じて、嗣法の標準に備ふ。しかあるに、一類の狗あり、尊宿の畔にして、法語・頂相等を懇請して、隠し蓄うる事、数多あるに、

修訂本変更箇所 ※変体仮名は除く

臨済・雲門・洞山等能嗣法奈里。志可あ類尔、臨済能遠孫と自稱す類や可ら、まゝ尔くわ堂徒類不是あり。い者く、善知識能会下尔参志天、頂相壹副、法語壹軸を懇請志天、嗣法能標準尔所奈ふ。志可あ類尔、一類能狗子あり、尊宿能本と里耳、法語・頂相等を懇請志天、かくしたくわふ類己とあま多あ類尔、

- ①三行目 い者く ↓ い者く、善知識能会下尔参志天
- ②四行目 請志轉 ↓ 懇請志天
- ③五行目 い奴 ↓ 狗子
- ④六行目 本と利尔志轉 ↓ 本と里耳

陽松庵切 付、万安英種添書 複製(二十六切中十三切目)

原本 陽松庵藏(大阪府池田市)

伝来 『香積寺副本』分施記録十三番目に「丹波随岸寺 智仙様・懶禪和尚 正保四年亥六月廿八日渡ス」と記載。正保四年(一六四七)六月二十八日に、丹波随岸寺の智仙と懶禪舜融(一六一三〜七二)に譲られたものであることがわかる。随岸寺(京都府亀岡市・現在は臨濟宗瑞巖寺)は万安英種(一五九一〜一六五四)によって興された寺院で、懶禪はその門弟であり、智仙(未詳)も同門と思われる。本切は随岸寺から宇治興聖寺↓不言寺(京都府大山崎町・現存せず)を経て、宝暦四年(一七五四)に陽松庵に蔵されたことが、本切に付属している古文書から推測される。懶禪は随岸寺から師・万安英種を嗣いで興聖寺住持となり、興聖寺を退いたのち不言寺に隠棲したことから、本切の所在は懶禪とともに移ったと考えられる。

添書 陽松庵切の左には万安英種の添書が付されている。本添書で万安は、「道元和尚の真蹟數十のうち、隠上人(自隠上人)草案本を分施した京都加賀屋(大濱氏)の亡父」の菩提を弔うために流布したものである」と記している。軸裏には「高祖仮名法語 退峰什具」と書かれた紙が貼られている。高祖は道元禪師、退峰は退蔵峰陽松庵を表す。

要旨 ここでは「長連牀にある輩」(坐禅堂で寝起きする修行僧たち)について記す。「彼らは住職となる時、師匠と呼ぶ人はたくさんいるのだが、大事打開(悟り)の時の師を、師とする者が多い」と述べる。続いて龍門仏眼禪師清遠和尚の遠い法孫に当たる「伝」(伝蔵主)という者の話題に移る。「伝もまた嗣書を持っていて、嘉定年間(一二〇八〜二四)のはじめ、隆禪(という日本人僧)」で文章は切れる。

原文(陽松庵切)

長連牀にあ類とも可ら、住院とき盤は、所そ能の師承を挙るす類にいとまあらさ礼れとも、大事の打開す類とき、所の能の師を師とせ類る能のミお於ほ本し。又龍門佛眼佛眼禪師清遠和尚の能の遠に孫に轉て、傳蔵といふものありき。か能の傳蔵主、ま堂た嗣書を帶せ里り。嘉定の能の者は免め免に、やまふ志し希け類る郷僧隆禪

現代仮名遣い(陽松庵切)

長連牀にある輩とも、住院の時は、その師承を挙るすに暇あらざれども、大事を打開する時、その師を師とせるのみ多し。又龍門佛眼佛眼禪師清遠和尚の遠孫にて、伝蔵といふ者ありき。かの伝蔵主、また嗣書を帶せり。嘉定の初めに、山伏しけるに郷僧隆禪

修訂本変更箇所 ※変体仮名は除く

長連牀にあ類とも可ら、住院能とき盤は、所の能の師承を挙るす類にいとまあらさ礼れとも、大事の打開す類とき、所の能の師を師とせ類る能のミお於ほし。また龍門佛眼佛眼禪師清遠和尚の能の遠に孫に轉て、傳といふも能のありき。か能の師を傳蔵主、また嗣書を帶せ里り。嘉定の能の者は免め免に、隆禪

- ① 二行目 住院 ↓ 住院能
- ② 四行目 又龍門 ↓ また龍門能
- ③ 五行目 傳蔵 ↓ 傳
- ④ 六行目 か能 ↓ か能師
- ⑤ 六行目 山伏しけるに郷僧隆禪 ↓ 隆禪

万安英種添書

永平道元和尚真蹟数
十紙之内 穩上人分之流
布也

劣孫萬安塾衲

(読み下し)

永平道元和尚の真蹟数
十紙の内 穩上人分の流
布なり

禅定寺切 付、懶禪舜融添書 複製（二十六切中十五切目）

原本 禅定寺蔵（京都府宇治田原町）・宇治市歴史資料館寄託

伝来 『香積寺副本』分施記録十五番目に当たりますが、空白となっているため、当初の分施先や禅定寺に所蔵された経緯は不明だが、本切下部の添書が手掛かりとなる。

添書 香積寺切と同文の懶禪舜融添書が下部に付されている。しかし禅定寺切（本切）の署名が「興聖現住」であるのに対し、香積寺切は「前住興聖」なので、本切の添書は宇治興聖寺住持中の承応三年（明暦二年（一六五四〜五六）の間の筆跡で、香積寺切の添書はそれ以降の筆跡となる。禅定寺は、延宝八年（一六八〇）に加賀大乘寺（石川県金沢市）より月舟宗胡が中興開山に迎えた名刹で、円山道白がその跡を継いだ名刹である。また興聖寺とは地理的に近い等の関係から、懶禪から月舟へ寄進されたことなどが推定される。

要旨 陽松庵切の次の十四切目『副本』で九行分）は散逸していて、その次の切に当たる。十四切目には、陽松庵切後半の伝蔵主と隆禪の話題が続けて記されている。僧隆禪は伝蔵主から、めつたに見せることのない嗣書を見せてもらったという。この八年後、道元禪師が天童山（浙江省）を訪れた時に、隆禪は伝蔵主に懇願して、道元禪師にその嗣書見せてくれたことを記す。本切では、その嗣書の内容を述べたものである。（七仏から始まり）臨済禪師に至るまで四十祖（修訂本で四十五祖に修正）を連ね書き、臨済禪師のあとの祖師たちは円相を描きながら、その中に法名と花押を写し書く。新たに嗣法した者は、終りに年月を記した下に書かれている。臨済の祖師たちの嗣書にも、このような違いがあると知った、と嗣書の違いについての見聞を述べた貴重な一節である。

原文（禅定寺切）

臨済にい堂類にま轉つ四十祖を徒ら年可きき
て、臨済より里能ち能師盤は、一圓相を徒く利り
轉て、所能な可耳かめくらして、法諱と花字とを
徒つ可希里り。新嗣盤は於は里尔り、年号
能下頭に尔可希里り。臨済能尊宿に、可か能の
ことく能の不同りありと志類しるへし。

現代仮名遣い（禅定寺切）

臨済りんさいに至るまで四十祖つらを連ね書き
て、臨済りんさいよりのち、一圓相いちえんそうを作り
て、その中に巡らして、法諱ほうぎと花字けしとを
写し書けり。新嗣しんしは終わりに、年号
の下頭あちように書けり。臨済りんさいの尊宿そんしゆくに、斯かくの
如ごとくの不同りありと知るべし。

修訂本変更箇所

※変体仮名は除く

徒つらね可かきて、臨済より里能ち能師盤は、一圓相を
徒つく利り轉て、所能な可耳かめくら志轉して、法諱と花
字とを徒つ志しか希里り。新嗣盤は於は里尔り、年
月能下頭に尔可希里り。臨済能尊宿に、可か能のことく
能の不同りありと志類しるへし。

- ① 一行目 四十祖 ↓ 四十五祖
- ② 四〜五行目 年号 ↓ 年月

懶禪舜融添書

道元遺墨
分施諸人
片言隻字
要見芳塵
興聖現住芥室書

（読み下し）

道元の遺墨
分ちて諸人に施す
片言隻字に
芳塵を見んことを要す

青龍寺切 複製（二十六切中十六切目）

原本 青龍寺蔵（滋賀県大津市）

伝来 『香積寺副本』分施記録十六番目に「京五条 大濱三右衛門殿」と記載。加賀屋（大濱氏）の一族に分施されたものと思われる。軸裏には「道元和尚手跡一幅 江州大津江南山青龍寺第五世龜峰叟 当寺什物置焉」と記され、青龍寺五世龜峰光鑑（一七〇二年寂）の代に大濱家より青龍寺に譲られたものと推測されるが経緯は不明。また古筆家による極め書き（鑑定書）が二点付属する。丙申（天保七年・一八三六）夏の大倉好齋によるものと、安政三年（一八五六）六月の湖南隠士清水信衛によるものである。

要旨 禅定寺切に続く十六切目に当たる。道元禪師が天童山（浙江省）で師と仰いだ「先師天童堂頭」（如浄禪師）の教えについて述べる。如浄禪師はみだりに嗣法することを深く戒め、禅宗の中興たる人物であった。斑（色模様が派手な）袈裟を身につけることはなく、芙蓉道楷禪師の門下に伝わっていた法衣を上堂や陸座といった説法の場合に着ることはなく、およそ住持職として斑の衣を一生着用しなかった。真に優れた指導者であった。常に説法の場合で戒めてこう言っていた。「近頃、師を名乗る輩はみだりに法衣をまとい、長髪を好み、禪師号や国師号などを授かることを、出世の船出としているが、哀れである…」。と説法の途中で切は終わっている。本切は修訂本で校訂されている箇所が比較的多い。憶測だが、師の教えに関する内容だからこそ慎重に校訂したのであろうか。

原文（青龍寺切）

先師天童堂頭、ふ可くみ堂里耳嗣法を
せ類人をいまし免き。叢林中興奈利。
み徒可らもま堂ら奈類袈裟をもち
みす。芙蓉山能楷禪師能納法衣徒堂
者礼里とい衛とも、上堂陸座等尔もち
みす。於保よ所住持職とし轉、ま堂ら奈る
法衣、可徒轉一生成うち尔可計寸。こゝろあ類
もの志らさ類とも尔本めき、真箇奈里と。先
師上堂す類尔、徒称尔諸方をいまし免てい
者く、近来祖道尔名を可礼るや可ら、み堂
里尔法衣を搭志、長髪をこ能み、師號尔署
せ類こと出世能舟航とせ里。あ者礼んへし、

現代仮名遣い（青龍寺切）

先師天童堂頭、深くみだりに嗣法
せる人を戒めき。叢林の中興なり。
自らも斑なる袈裟を用
いず。芙蓉山の楷禪師の納法衣伝
われりと雖も、上堂陸座等を用
いず。おおよそ住持職として、斑なる
法衣、かつて一生のうちに掛けず。心ある
物知らざるともに褒めき、真箇なりと。先
師上堂するに、常に諸方を戒めて曰
く、「近来祖道に名をかける輩、みだ
りに法衣を搭し、長髪を好み、師号に署
せること出世の舟航とせり。哀れんべし、

修訂本変更箇所 ※変体仮名は除く

先師天童堂頭、ふ可く人能み堂里耳嗣法を
稱す類ことをいま志ん。先師能會盤こ礼古佛
能會奈里、叢林中興奈里。み徒可らもまたら
奈類袈裟をか計寸。芙蓉山能楷禪師能納
法衣徒堂者礼里といへとも、上堂陸座尔もち
みす。於保よ所住持職と志天、またら奈類法衣、
可徒轉一生成うち尔可計寸。こゝろあ類も物志
らさ類とも尔本めき、真善知識奈里と尊
重寿。先師古仏上堂す類尔、徒称尔諸方を
いま志免轉い者く、近来於保く祖道尔名を
可礼類や可ら、み多里耳法衣を搭志、長髪を
こ能見、師號尔署す類を出世能舟航とせ
里。あ者礼んへし、

- ① 一行目 可く ↓ 可く人能
- ② 一、四行目 嗣法せ類人をいまし免き
↓ 嗣法を稱す類ことをいま志ん。先師能會盤こ礼古佛能會奈里
- ③ 四行目 もちみす ↓ 可計寸
- ④ 四行目 楷禪師 ↓ 道楷禪師
- ⑤ 五行目 陸座等尔 ↓ 陸座尔
- ⑥ 七、八行目 こゝろあ類もの志らさ類 ↓ こゝろあ類も物志らさ類も
- ⑦ 八行目 真箇奈里と ↓ 真善知識奈里と尊重寿
- ⑧ 八、九行目 先師 ↓ 先師古佛
- ⑨ 九行目 近来 ↓ 近来於保く
- ⑩ 十一行目 署せ類こと ↓ 署す類を
- ⑪ 十二行目 あ者礼ん ↓ あ者礼んへし

興聖寺切(1)(2) 複製 (二十六切中二十五・二十六切目)

原本 興聖寺蔵 (京都府宇治市)

伝来 『香積寺副本』分施記録二十五番目に「京五条 怨水事 次郎兵衛」、二十六番目に「同大濱次郎兵衛 慶安二己丑之年九月二十日二宇治興聖寺へ上げ」と記載。もとは加賀屋(大濱氏)の一族怨水(次郎兵衛)に分施され、慶安二年(一六四九)年九月二十七日に、怨水から興聖寺に寄進されたことがわかる。興聖寺の中興を契機としたものであろうか。

要旨 興聖寺には草案本末尾の二切が伝来している。師如浄禅師の説法により、嗣法・嗣書について得心したことを記した『正法眼蔵嗣書』の終節となる部分である。冒頭に「嗣書」と書き、興聖寺で説示した仁治二年(一二四一)三月二十七日の日付が記されるが、日付は修訂本では末尾の方に移される。

興聖寺切(1) 冒頭に如浄禅師は、拘留孫仏―拘那含牟尼仏―迦葉仏―釈迦牟尼仏と連綿と嗣法され今に至ることを説かれたのに対し、道元禅師が質問する。「迦葉仏が涅槃に入られてから釈迦牟尼仏は誕生し悟りを開かれました。ましてや賢劫(現在)の諸仏が、それ以前の莊嚴劫(過去)の諸仏に嗣法するというのはどのような道理でしょうか」と。

原文(興聖寺切(1))

嗣書

仁治二年辛丑春三月二十七日書

先師天童堂和尚、志免志轉い者く、諸佛可奈ら寸嗣法あり、い者ゆ類釋迦牟尼佛者、迦葉佛耳嗣法寿、迦葉佛盤、拘那含牟尼佛尔嗣法寿、拘那含牟尼佛者、拘留孫佛尔嗣法す類奈利。可く能ことく佛々相嗣志轉、いま尔於よふと信受すへし。古礼学佛能道奈里。とき尔道元まう寸、迦葉佛入涅槃能ち、釋迦牟尼佛者しめ轉出世成道せ里。い者んやま堂賢劫能諸佛、い可尔志轉莊嚴劫能諸佛尔嗣法せむ。古能道理い可ん。

現代仮名遣い(興聖寺切(1))

嗣書

仁治二年辛丑春三月二十七日書

先師天童堂和尚、示して曰く、「諸仏必ず嗣法あり、所謂釈迦牟尼仏は、迦葉仏に嗣法す、迦葉仏は、拘那含牟尼仏に嗣法す、拘那含牟尼仏は、拘留孫仏に嗣法するなり。斯くの如く仏々相嗣して、今に及ぶと信受すへし。これ学仏の道なり。」時に道元申す、「迦葉仏入涅槃のち、釈迦牟尼仏はじめて出世成道せり。況やまた賢劫の諸仏、如何にして莊嚴劫の諸仏に嗣法せむ。この道理如何。」

訂本変更箇所 ※変体仮名は除く

嗣書

先師古佛天童堂上大和尚、志免志轉い者く、諸佛可奈ら寸嗣法あり、い者ゆる釋迦牟尼佛者、迦葉佛尔嗣法寿、迦葉佛者、拘那含牟尼佛尔嗣法寿、拘那含牟尼佛者、拘留孫佛尔嗣法す類奈里。か能ことく佛佛相嗣志轉、いま耳い堂類と信受すへし。此礼学佛能道奈里。とき尔道元まう寸、迦葉佛入涅槃能ち、釋迦牟尼佛者し免轉出世成道せ里。い者んやまた賢劫能諸佛、い可尔志轉可莊嚴劫

①二行目 年月日を記さず

②三行目 先師天童堂和尚 ↓ 先師古佛天童堂上大和尚

③八行目 佛々 ↓ 佛佛

④八行目 於よふ ↓ い堂類

⑤十一行目 い可尔志轉 ↓ い可尔志轉可

⑥十二行目 い可ん ↓ い可む

興聖寺切(2) 道元禪師の質問に対する如浄禪師の返答から始まる。「そなたが言っているのは聴教の解(経文を聞いたのみの理解だ」と道元禪師を論ず。続けて、賢劫仏と莊嚴劫仏の因縁を説き、まさしく仏から仏へ、祖師から祖師へ、正しく嗣法され自分たちに至るといふことを道元禪師に説き明かした。如浄禪師の言葉を書き終えた道元禪師は、「この時道元はじめて仏祖の嗣法あることを稟受(受け取る)するのみにあらず、従来の旧窠(誤った考え)をも脱落するなり」と、嗣法・嗣書の真義についての考えを新たにし、『正法眼蔵嗣書』の本文を結ぶ。

最後に仁治二年(一二四一)三月二十七日に「観音導利興聖宝林寺(興聖寺)で書したと記す。興聖寺は当時深草(現京都市伏見区)にあったが、江戸時代に宇治市に再興・移転している。最後に仁治二年十二月十二日子時(子の刻・午前0時頃)に書すとし、「学人は法受持」と記す。三月二十七日に記したこと、その八か月半後の十二月十二日に書したことの関連性や、「学人は法受持」については、修訂本には記されていないため検討すべき面を残している。「学人は法受持す(是法という学人にこの法を受持する)とも読めるが、「学人はの法を受持せよ」と解釈した方が適切であろうとの見解もある。

原文(興聖寺切(2))

先師い者く、奈んち可いふところ盤、聴教能解奈里、十聖三賢等能道奈里、佛祖嫡嫡能みちるあら寿。わ可佛々相傳能道盤志可あら寸。釋迦文佛まさしく迦葉佛尔嗣法奈里と奈らひ幾堂類奈里。釋迦佛能嗣法志轉能ち尔、迦葉佛盤入涅槃す類と學す類奈里。釋迦佛もし迦葉佛尔嗣法せざらん盤、天然外道と於奈し可類へし、堂礼可釋迦佛を信す類あらん。可く能ことく佛々相嗣志て、いま尔於よひ幾堂礼類尔よ里轉、箇々佛とも尔正嗣奈里。徒ら奈類尔あら寸、あ徒ま礼類尔あら寸。まさ尔可く能ことく佛々相嗣す類と學す類奈里、諸阿笈摩教能いふところ能劫量・壽量等尔可、者類へ可らす。もし飛と衛尔釋迦佛よ里於これ里とい者、わ徒可尔二千餘年奈里、ふ類き尔あら寸。相嗣もわ徒可尔四十餘代奈里、あらたなる相嗣もわ徒可尔四十餘代奈里、あら堂奈類とい飛奴へし。こ能佛嗣盤、志可能ことく學す類尔あら寸。釋迦佛盤迦葉佛尔嗣法す類と學志、迦葉佛盤釋迦佛尔嗣法せ里と學す類奈里。可く能ことく學す類とき、まさ尔諸佛諸祖能嗣法尔て盤あ類奈里。こ能とき道元はしめ佛佛祖能嗣法あ類ことを稟受す類のミルあら寸、從來能舊窠をも脱落す類奈里。于

時仁治二年歲次辛丑三月廿七日、觀音導利興聖寶林寺沙門道元記。

仁治二年辛丑十二月十二日子時書
学人は法受持。

現代仮名遣い(興聖寺切(2))

先師曰く、「汝が言う所は、聴教の解なり、十聖三賢等の道なり、佛祖嫡嫡の道にあらず。我が仏々相伝の道はしかあらず。釈迦文仏まさしく迦葉仏に嗣法せりと並び来たるなり。釈迦仏の嗣法して後に、迦葉仏は入涅槃すると學するなり。釈迦仏もし迦葉仏に嗣法せざらんば、天然外道と同じかるべし、誰れか釈迦仏を信するあらん。斯くの如く仏々相嗣して、今に及び来たるによりて、箇々仏ともに正嗣なり。連なるにあらず集まれるにあらず。まさに斯くの如く仏々相嗣すると學するなり、諸阿笈摩教の言う所の劫量・壽量等に関わるべからず。もし偏に釈迦仏より起これりといわば、わずかに二千余年なり、古きにあらず。相嗣もわずかに四十余代なり、新たなると言いぬべし。この仏嗣は、しかの如く學するにあらず。釈迦仏は迦葉仏に嗣法すると學し、迦葉仏は釈迦仏に嗣法せりと學するなり。斯くの如く學する時、まさに諸仏諸祖の嗣法にてはあるなり。」この時道元はじめて仏祖の嗣法あることを稟受するのみにあらず、従来の旧窠をも脱落するなり。于

時仁治二年歲次辛丑三月廿七日、觀音導利興聖寶林寺沙門道元記。

仁治二年辛丑十二月十二日子時書
学人はの法を受持せよ。

修訂本変更箇所 ※変体仮名は除く

先師はい者は、奈なんちかいふと己ころ盤は、聴の教の能の解な奈里り、十の聖の三の賢の等の能の道の奈里り、佛の祖の嫡の能の道の尔にあら寿す。わ可か佛の相の傳の能の道の盤の志の可かあら寿す。

釋の迦の牟の尼の佛のまさし志しく迦の葉の佛の尔の嗣の法のせ里り

と奈のら飛ひき堂の類の奈里り。釋の迦の佛の能の嗣の法の志のて

能のち尔に、迦の葉の佛の盤の入の涅の槃のすと參の學のす類の奈里り。

釋の迦の佛のも志し迦の葉の佛の尔の嗣の法のせらん盤は、天の然に

外の道と於お奈なしか類るへし、堂の礼れ可か釋の迦の佛のを信し

す類るあらん。かかく能のここく佛の佛の相の嗣の志の天の、いま耳に

於およ飛ひきた礼れ類る尔にり轉り、箇の々の佛のとも尔に正に

嗣の奈里り。徒つら奈な礼れ類る尔にあら寿す、ああ徒つま礼れ類る耳に

あら寸す。ままさ耳にかかく能のここく佛の佛の相の嗣のす類ると

學るす類る奈里り、諸の阿の笈の摩の教の能のいふとここる能の劫の

量の・壽の量の等の尔に可か礼れさるへし。も志し飛しと

へ尔に釋の迦の佛のよ里り於おこ礼れ里りとい者は、わ徒つ可かに

二に千に餘に年に奈里り、ふ類るき尔にあら寸す。相の嗣のもわ川に

か尔に四十に餘に代に奈里り、ああらた奈な類るとい飛ひ奴ぬへし。こ能の

佛の嗣の盤は、志し可か能のここく學るす類る尔にあら寸す。釋の迦の佛の

盤は迦の葉の佛の尔の嗣の法のす類ると學る志し、迦の葉の佛の盤の釋の迦の

佛の尔の嗣の法のす類ると學るす類る奈里り。かかく能のここく學る

す類るとき、ままさ尔に諸の佛の諸の祖の能の嗣の法の尔にて盤はあ

る奈里り。こ能の「とき」道の元の者はしめて佛の祖の能の嗣の法のあるこ

とを稟の受のす類る能のミ尔にあら寸す、従の来の能の舊の窠のを

も脱の落のす類る奈里り。于の時に日本に仁の治の二の年に歳の次の辛の

丑の三の月に二十に七に日に、觀の音の導の利の興の聖の寶の林の寺の

入の宋の傳の法の沙の門の道の元の記の。

寛の元の癸の卯の九の月に二十に四に日に、掛の錫の於の越の前の吉の田の縣の／

吉の峰の古の寺の草の庵の（花の押の）

①三行目 佛々 ↓ 佛佛

②四行目 釋迦牟尼佛 ↓ 釋迦文佛

③六行目 入涅槃す類と學す類奈里

↓ 入涅槃すと參學す類奈里

④九行目 佛々 ↓ 佛佛

⑤十一行目 徒ら奈類 ↓ 徒ら奈礼類

⑥十二行目 佛々 ↓ 佛佛

⑦十四行目 可者類へ可ら寸 ↓ 可礼さるへし

⑧二十行目 嗣法せ里 ↓ 嗣法す類

⑨二十二行目 こ能とき ↓ こ能「とき」

※朱字で脇に注記（後筆か）

⑩二十四行目 仁治二年 ↓ 日本仁治二年

⑪二十六行目 廿七日 ↓ 二十七日

⑫二十七行目 沙門道元記 ↓ 入宋傳法沙門道元記

⑬二十八、二十九行目 仁治二年辛丑十二月十二日子時書

学人は法受持

↓ 寛元癸卯九月二十四日、掛錫於越前吉田縣

吉峰古寺草庵（花押）

※修訂本執筆の年月日・場所・道元禪師の花押を記す

【主要参考文献】

大久保道舟編『道元禪師全集 附 道元禪師真筆集成』（筑摩書房、一九七〇年）

『永平正法眼藏菟書大成別卷 道元禪師真蹟関係資料集』（大修館書店、一九八〇年）

大本山永平寺『道元禪師七五〇回大遠忌記念出版 道元禪師真蹟集』（大修館書店、一九九九年）

増谷文雄『正法眼藏』二（講談社、二〇〇四年）

水野弥穂子訳註『正法眼藏』4（原文対照現代語訳道元禪師全集④、春秋社、二〇〇九年）

河村孝道・角田泰隆編・校註『本山版訂補 正法眼藏』（大法輪閣、二〇一九年）